

*振興会保険金の申請には、添付書類の提出が必要です。

*住民票を添付する場合は、マイナンバーが記載されていない住民票を添付してください。

*請求事由の確認に不要な事項は、省略または抹消のうえ添付してください。

区分	添付書類 (いずれか一部)※コピー可
結婚祝金	<p>【婚姻の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 婚姻届受理証明書 ○ 戸籍抄(謄)本 ○ 住民票(婚姻日がわかるもの かつ 続柄欄に夫・妻の記載があること) <p>上記書類のいずれか1通コピー可、本籍欄記載事項抹消</p> <p>【事実婚の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票(本人・同居人の氏名、夫「未届」または妻「未届」の記載のあるもの、若しくは同居人とあるもの)1通コピー可、本籍欄記載事項抹消 <p>※上記添付書類が整わない場合「婚姻申出書」にて対応、振興会までご連絡ください。</p> <p>【パートナー関係(同性婚)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パートナーシップ宣誓書受領証等の写し
出産祝金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子手帳(子の保護者欄と「出生届出済証明」欄に記載してあるとき) ○ 出生届 ○ 出生証明書(会員本人が出産のとき) ○ 住民票 ○ 戸籍抄(謄)本 <p>上記書類のいずれか1通コピー可、本籍欄記載事項抹消</p>
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡届(役所の受理証明があるもの) ○ 住民票(除票) ○ 戸籍抄(謄)本 ○ 死亡診断書 ○ 死体埋(火)葬許可証 ○ 死体検案書 <p>上記書類のいずれか1通コピー可、本籍欄記載事項抹消</p> <p>※同居の義父母が死亡した場合は、同居の事実がわかる住民票(除票)</p>
入学祝金	<p>※子又は被扶養者として認定されていること及び生年月日が確認できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票: 会員(ご本人)、お子様(入学児)の分 ○ 戸籍抄(謄)本: 会員(ご本人)、お子様(入学児)の分 <p>上記書類のいずれか1通コピー可、本籍欄記載事項抹消</p> <p>※上記書類が整わない場合(離婚等により住所が同一でなく扶養していない)申請書の入学児氏名欄枠内にその旨、事由を記入してください。</p>
遺児育英保険金	<p>※子又は被扶養者として認定されていること及び生年月日が確認できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票 ○ 戸籍謄本 <p>いずれか1通コピー可、本籍欄記載事項抹消</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺児が身体障害者である場合は、身体障害者手帳の写し又は医師の診断書
看護・介護保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護保険金 領収書又はその写し ○ 介護保険金 介護休暇申請簿 及び 出勤簿の写し(原本証明付)
永年会員リフレッシュ祝金	<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
退会保険金	<ul style="list-style-type: none"> ○ なし